

監査報告書

令和4年5月25日

社会福祉法人 寿光会
理事長 森田 浩穎 殿

監事 藤田修一 
監事 小林京子 

私たち監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上のことにより、当該会計年度の係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

自主点検支援業務実施報告書

令和4年5月20日

社会福祉法人 寿光会
理事長 森田 浩 稔 殿

支援業務実施者

島田会計大阪事務所

公認会計士 川嶋 良輔



社会福祉法人寿光会より委嘱を受け実施した令和3年度自主点検支援業務の結果は、以下のとおりです。

記

点検項目及びその事項についての所見の詳細等については、別紙を参照ください。

本業務は、貴法人が実施した経理規程等の遵守状況点検項目に対し助言・指導を行うものであり、各項目にかかる貴法人および支援業務実施者の所見記載事項は、業務実施の過程で発見したものであり、当該記載事項が貴法人における全ての問題点を網羅していることを保証するものではありません。また、当該業務の結果として貴法人の業務運営の適正性、計算書類の適正性を保証するものではありません。

この報告書は、貴法人の内部での利用を前提に作成しておりますので、上記以外に利用される場合には事前に支援業務実施者の了解を得ていただくことが必要です。

以上